

下水道のてびき

～くらし支える倉敷下水～



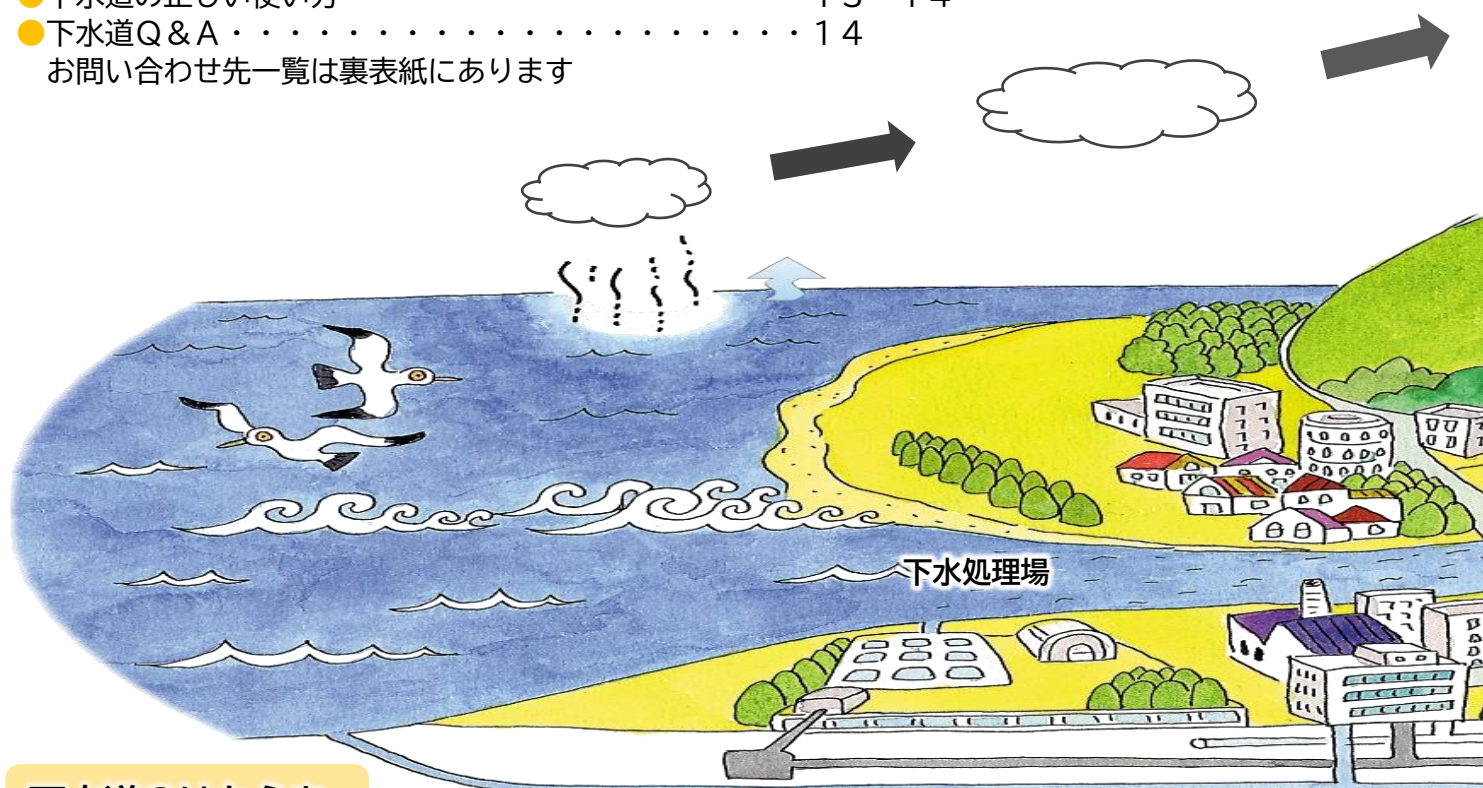
倉敷市下水道部

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/gesui/>

もくじ & 下水道の役割

●もくじ&下水道の役割	1～2
●下水道が使えるまで	3
●排水設備と公共下水道	4
●排水設備工事の手順	5
●水洗便所改造資金の融資あっせん制度	6
●水洗便所改造補助金	6
●私道への補助制度	7
●雨水流出抑制施設の設置や浄化槽の改造への補助制度	8
●水洗便所への改造でお困りの方へ (水洗化あっせん委員制度について)	8
●受益者負担金	9～10
●下水道使用料	11～12
●下水道の正しい使い方	13～14
●下水道Q & A	14

お問い合わせ先一覧は裏表紙にあります



下水道のはたらき

川や海の水質を守ります！

汚れた水を下水処理場できれいにして川や海へ戻します。

浸水から街を守ります！

雨水をすみやかに排除して、住民の生命、財産、都市機能などを守ります。

清潔な街になります！

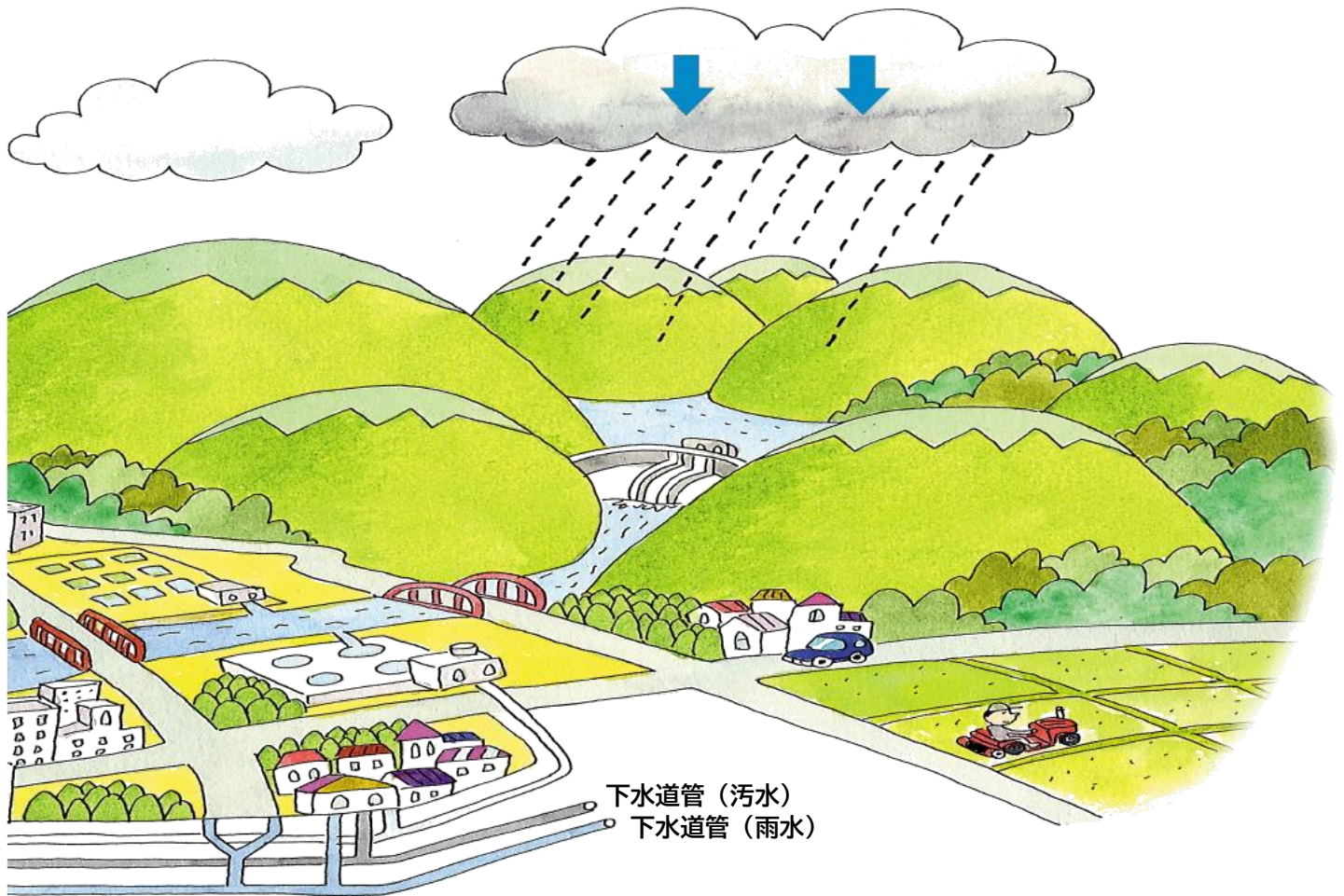
下水道が整備され、地域の方が接続されると、汚れた水が川や側溝を流れなくなるので、臭いやハエ・蚊の発生が抑えられます。

汚泥や消化ガス、処理水が再利用できます！

下水処理場での汚泥は、リンや窒素等の資源を含有しており、肥料化して、花や木を育てることもできます。また、汚泥と微生物が反応する際に発生する消化ガスを使って発電もできます。処理水は下水処理場で散水や機械用水に使われています。

Q. 下水道ってなに？

もともと自然は汚れた水をきれいにする機能を持っています。しかし、汚れた水があまりにも増えた結果、自然の力だけではきれいにしきれなくなってしまいました。下水道は日々汚れた水をきれいにし、川や海へ戻しています。市ではこの役割を果たす下水道の整備をすすめています。また、下水道の機能を発揮できるように、維持管理にも努めています。皆さまのご協力をお願いします。



倉敷市下水道部ホームページ

下水道／倉敷市

検索

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/gesui/>

排水設備指定工事店一覧・申請様式・新着ニュースなど役立つ情報が盛りだくさん！ ぜひご覧ください。

Q.下水道が使えるようになるまでの流れは？

下水道が使えるまで

下水道事業は皆さまのご協力によって成り立っています。

整備計画

整備を予定している区域は、市街化区域及び整備効率の良い市街化調整区域としています。

地元説明会

工事地域の方を対象に開きます。
市の下水道事業の目的と概要、工事内容、かかる費用などについてご説明し、質問にお答えします。

家屋調査

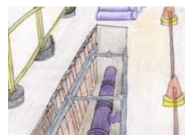
工事前に皆さまの家屋を調査させていただきます。万が一、下水道工事で家屋等に損害が発生した場合に、適正な補償を行うための基礎資料とするものです。

公共下水道の 工事を開始します。

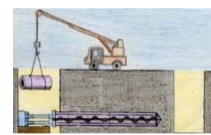
取付ますまでの工事を市が行います。（取付ますについて→4ページ）

工事中、事前に予測できない事態が発生し、工事期間を予定より延期せざるを得ないときもあります。また、工事期間中は騒音や振動、交通規制などでご不便やご迷惑をおかけしますが、少しでも早く工事が終わるよう努めております。

工事が完成すると下水道が使用できるようになります。



開削工法



推進工法

下水処理開始の告示

公共下水道が使用できるようになると、使用できる区域と下水処理開始の日を、その区域に建物を所有している方に個別にお知らせしています。また、「広報くらしき」と「下水道部ホームページ」にも掲載します。

受益者負担金

下水道が整備された区域の土地所有者の方などに、面積に応じて建設費の一部を負担していただきます。下水道を建設するための貴重な財源です。（受益者負担金について→9～10ページ）

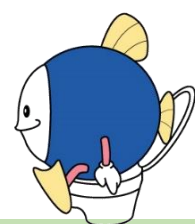
皆さまの家と公共
下水道をつなぐ排水
設備工事をして
いただきます。

下水道本管工事が完成し、下水処理開始の告示後には、建物所有者は、すみやかに下水道に接続するよう下水道法により義務づけられています。

※浄化槽・雑排水の切り替えは1年以内
※くみ取り便所の水洗化は3年以内

工事は、皆さまが依頼した排水設備指定工事店が行います。工事費は自己負担ですが、各種補助制度もご利用いただけます。（詳しくは6ページ）

下水道が使えるよう
になります。



下水道を維持・管理
していきます。

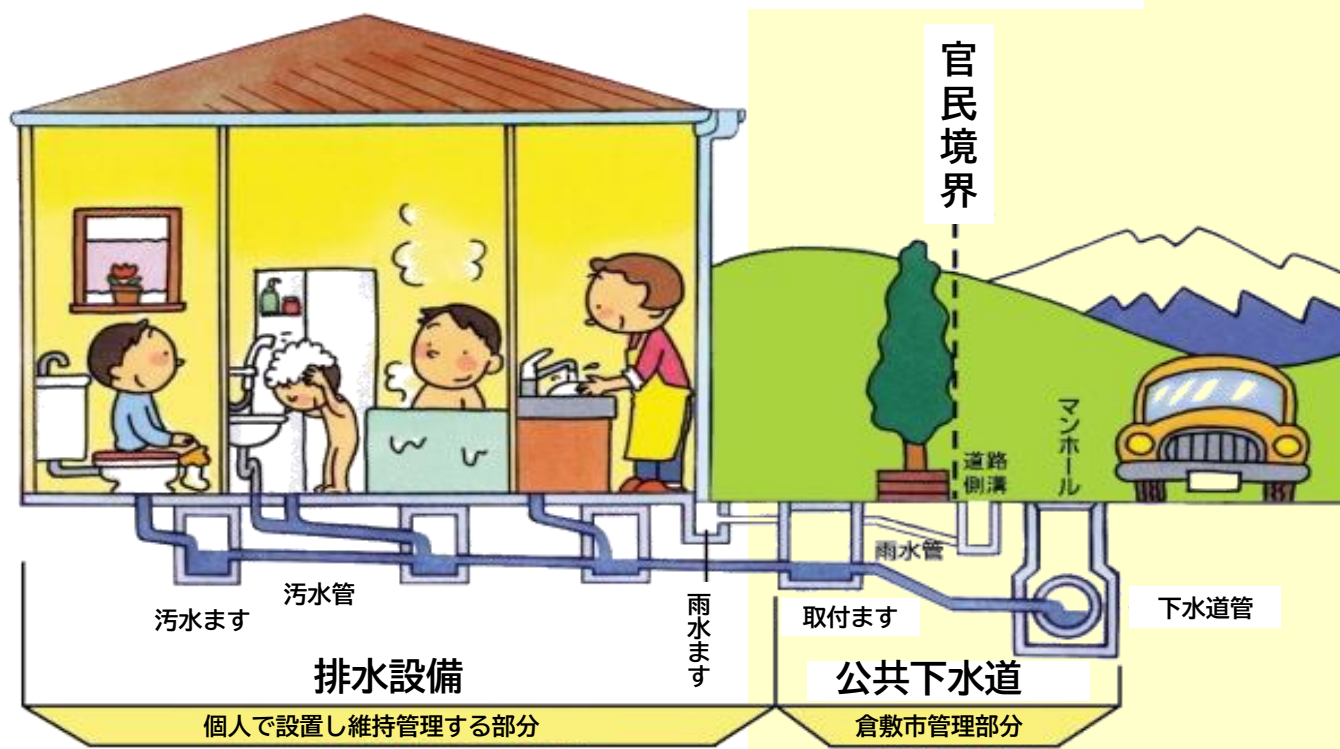
下水道使用料は2か月毎に水道料金と一緒にお支払いください。
（下水道使用料について→11～12ページ）

Q. 排水設備や取付ますってなんだろう？

排水設備と公共下水道

	下水道施設	
	排水設備	公共下水道
場所	トイレ・浴室・台所・洗濯機などから取付ますの手前まで	取付ますから下水処理場まで
設置・維持管理する人	皆さま（土地・家屋の所有者） ※排水設備の工事は排水設備指定工事店に依頼してください。 （排水設備指定工事店について→5ページ） ※修理費用は皆さまの負担となります。 大切に管理しましょう。	倉敷市

分流式公共下水道（汚水と雨水を別々の管きょで流す方法）



汚水管には、雨水を流すことはできません。

取付ますとは

家庭からの汚水を公共下水道の本管に流すために、皆さまの宅地内に設置させていただくものです（公道との境界線から1m以内）。原則として1戸に1個を市が設置し、維持管理をします。

取付ますの設置位置にご注意を

公共下水道の埋設をする時に、取付ますまで同時に工事します。その取付ますの設置位置は、皆さまから提出していただく「取付管及び取付ます設置申請書」に基づいて決めます。

一度設置した取付ますの付替えは自己負担となりますので、設置位置を決める時には、十分検討してください。

Q. 排水設備工事は何から始めたらいいのかな？

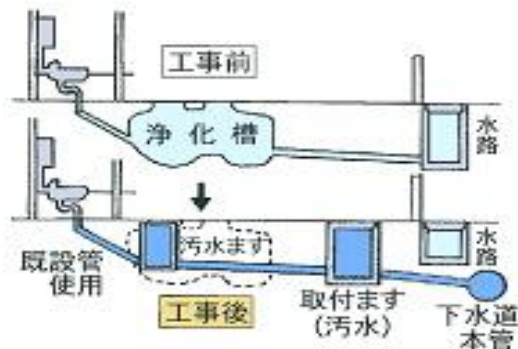
排水設備工事の手順

●●● 排水設備工事は必ず排水設備指定工事店で ●●●

排水設備（家庭などから出る下水を公共下水道に導くための設備）は正しく工事しないと、詰まりや故障の原因など皆さまの生活に支障が出たり、市が管理する公共下水道にも悪影響が及ぶ恐れがあります。

そのため、専門知識と技術を持つ「**倉敷市下水道排水設備指定工事店**」に依頼するよう条例で義務付けられています（指定工事店以外が工事すると処罰される場合があります。）。

指定工事店の名簿は、市のホームページまたは下水普及課へお問い合わせください。



●●● 排水設備工事の申し込みから使用開始まで ●●●

排水設備工事を行うには、以下の手順に従いましょう。

1. 複数の指定工事店に見積りを依頼し、比較検討してください

↓ 見積りが有料の場合もあります。確認してからご依頼ください。

2. 工事内容や期間などを話し合い、見積書を受け取ります



3. 工事費や支払い方法など納得した上で、契約を交わします



4. 市に「排水設備工事確認申請書」を提出します

書類の提出は指定工事店が行います。
提出前に、再度、内容をご確認ください。
(融資あっせんを希望される方は申請手続きを→6ページ)

5. 市が申請書を審査した後、工事が開始されます



6. 工事が完了後、「完工届」と「使用開始届」を市へ提出します



7. 市が検査を行い、合格すると「排水設備検査済証」を発行します



8. 補助金対象の場合は、検査合格後に口座に振り込まれます ※申請が必要です

(水洗便所改造補助金について→6ページ)



※ 排水設備に油水分離槽（グリーストラップ、オイルトラップ）などの除害施設が別途必要な場合がありますので、工事を計画に下水普及課へお問い合わせください。

※ 要介護・要支援認定者や一定の障がい者が居住する住宅で、和式から洋式便器に改造する場合は、助成制度を受けられる場合があります。詳しくは**工事を計画中**に、担当のケアマネジャー又は 介護保険課(☎086-426-3343)へお問い合わせください。

Q. 水洗便所に改造する費用はどうしようかな？

水洗便所改造資金の融資あっせん制度

現在使用しているくみ取り便所や浄化槽を廃止し、下水道に切り替えるために必要な資金を借り入れられるよう、金融機関に融資のあっせんをする制度を設けていますのでご利用ください。

申請の手続は排水設備工事申し込みのときに、排水設備指定工事店にご相談ください。



融資あっせん制度を利用できる方は、次のすべてに当てはまる方です。

1. 下水道の処理区域内の建物の所有者、又はその所有者の同意を得た人（法人を除く。）
2. 市税、下水道使用料、下水道受益者負担金・分担金、水道料金をすべて納めている人
3. 連帯保証人が一人いること（連帯保証人は県内に住む独立の生計を営んでいる人で、法人を除く。）
4. 融資を受けた改造資金を返済する能力がある人

しんぎょ

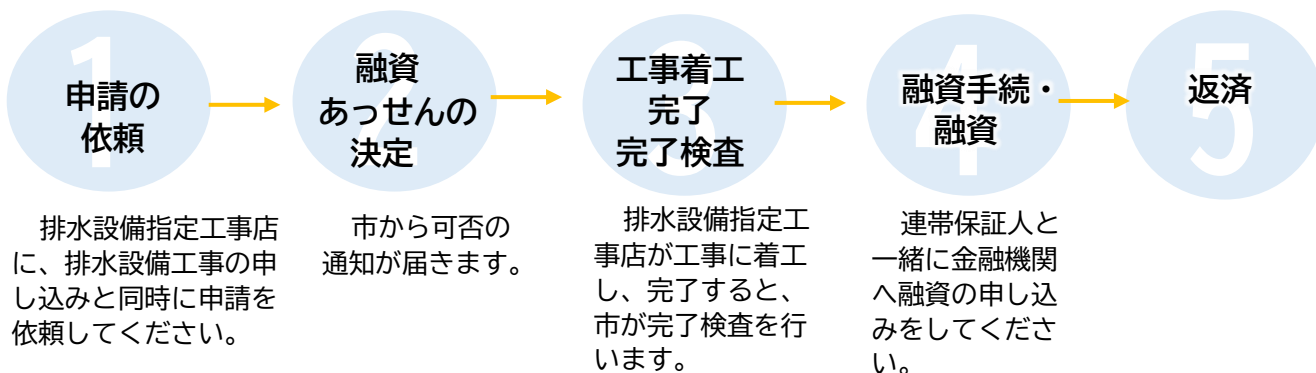
①工事着工前に申請してください。※事前審査(約1か月)の後に工事着工。

②新築・増築の場合は利用できません。

③市が利子を負担するのは、下水処理開始の告示日から3年以内に申請いただいた場合です。

④農業集落排水から下水道の処理区域に変更された場合は対象外です。

融資限度額	▶ くみ取り便所（1槽）又は浄化槽（1基）につき80万円以内で、排水設備工事費の範囲内
利子	▶ 取扱金融機関と契約した利率 ただし、 <u>下水処理開始の告示日から3年以内</u> に申請の場合は、市が利子を負担します。
返済	▶ 元金を毎月均等に1回5千円以上、支払回数は50回以内で、口座振替にて返済していただきます。
取扱金融機関	▶ 中国銀行、トマト銀行、玉島信用金庫、水島信用金庫、吉備信用金庫、笠岡信用組合、JA晴れの国岡山（各金融機関の倉敷市内の本店及び支店）



水洗便所改造補助金



下水処理開始の告示日から1年以内に、くみ取り便所や浄化槽を廃止して下水道に切り替える接続申請をされると、工事完了の検査後、補助金（12,000円）を交付します。

ただし、市税、下水道使用料、下水道受益者負担金・分担金をすべて納めている方に限ります。また、農業集落排水から下水道の処理区域に変更された場合は対象外です。※補助金の申請が必要です。工事完了検査の約2か月後に、申請時に指定した口座に振り込まれます。

Q. 家の前の道は私道だけど、下水道を利用できるかな？

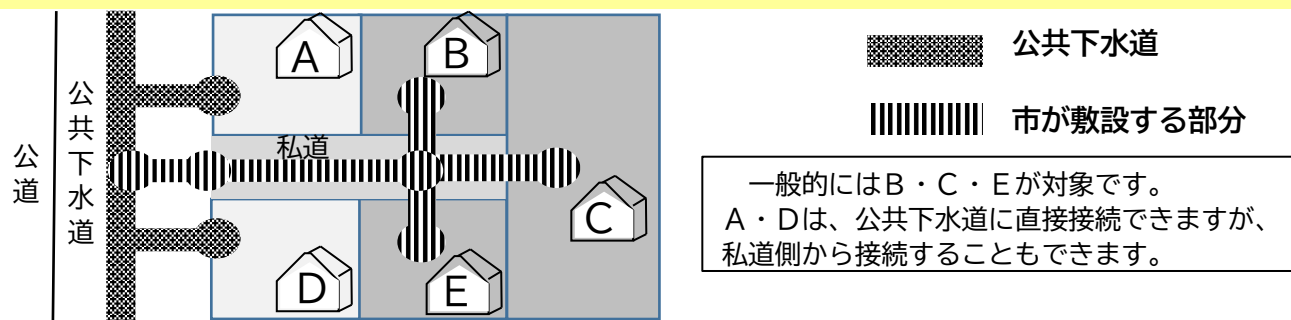
私道への補助制度

私道にしか住居が面していないお宅は、原則として皆さまの費用で公共下水道まで接続をお願いしています。しかし、市では下水道の利用促進のため、条件を満たした場合は、私道に公共下水道を敷設したり、共同排水設備設置に補助金を交付する制度があります（事業を計画している区域内に限る。）。

● ● ● 私道に公共下水道を敷設する場合 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

次の条件にすべて当てはまっている場合に、市費で私道に公共下水道を敷設します。代表者を1名選んで、市へ申し込んでください。

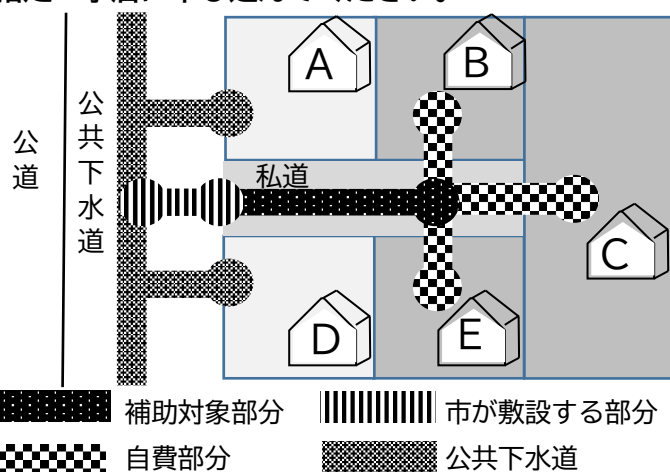
- ☐ 1. 私道的一方が公道に接続し、不特定多数の人が利用していること。
- ☐ 2. 道路の幅が1.0メートル以上あり、下水道を敷設することが可能であること。
- ☐ 3. 私道に接していて、汚水を流している所有者の異なる建築物（同一世帯を除く。）が2戸以上あり、その全戸が遅滞なく水洗化すること。
- ☐ 4. 私道の所有者が公共下水道の敷設を承諾していること（ただし、所有者不明私道への敷設においては、一部緩和措置あり。）。
- ☐ 5. 私道の使用期間が無制限であり、無料で使用できること。
- ☐ 6. 私道の所有権又は制限物件を第三者に譲渡する場合は、下水道敷設部分の使用権を受け継がせる確約が得られていること。



● ● ● 私道等に共同排水設備を設置する場合 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

次の条件にすべて当てはまっている場合に、私道等に共同で排水設備を設置すると、工事費の一部を補助します。代表者を1名選んで、排水設備指定工事店に申し込んでください。

- ☐ 1. 下水処理開始の告示日から3年以内の工事に限る（ただし、所有者が複数での申請は3年を過ぎても可能。）。
- ☐ 2. 設置する下水道共同排水設備に汚水を流している建築物が2戸以上あること。
- ☐ 3. 私道等の所有者が下水道共同排水設備の設置を承諾していること。
- ☐ 4. 市税、下水道使用料、下水道受益者負担金・分担金をすべて納めていること。



補助額は算定額の $\frac{2}{3}$ 以内です

※算定額は、見積額と市が算出した額とを比較して、少ない方の額とします。

一般的にはB・C・Eが対象です。A・Dは、公共下水道に直接接続できますが、私道側から接続することもできます。

Q. 雨水をもっと利用しませんか？

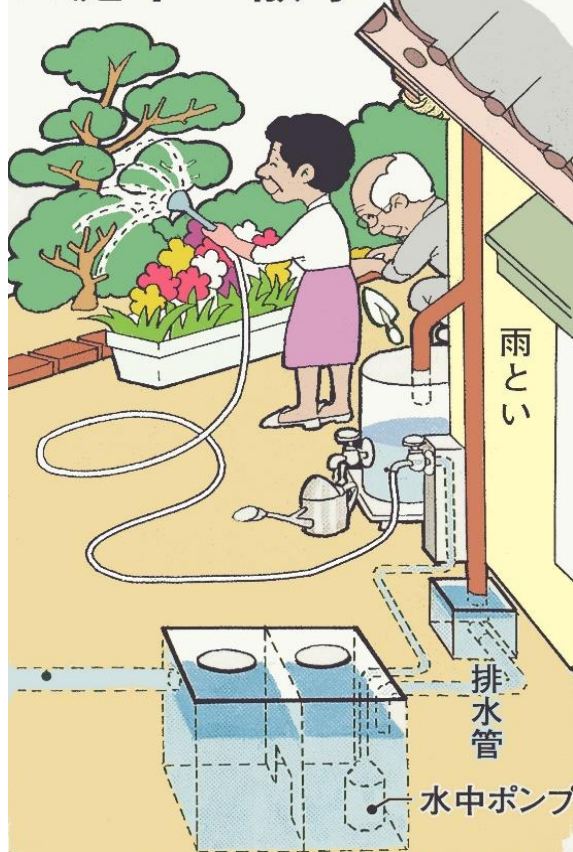
雨水流出抑制施設の設置や浄化槽の改造への補助制度

次のような場合にはご相談ください。

- ・下水道への切替えに伴い、不要となった浄化槽（10人槽以下）を雨水貯留槽へ改造
- ・市販の雨水タンク（100～500ℓ）を設置
- ・大規模雨水流出抑制施設の新設



★庭木へ散水



次の条件により、補助金が交付されます。

- 1. 市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金・分担金の滞納がないこと。
- 2. 浄化槽の改造は排水設備指定工事店の施工に限ります。
- 3. 国からの補助制度ですので、市と設置者間で協定書を結びます。
- 4. 設置者は貯留槽を適正に維持管理してください。

補助額について

この工事にかかる費用総額の2/3の補助金（千円未満切り捨て）が交付されます。ただし、雨水タンク又は10人槽以下の浄化槽の改造の場合、補助金の上限額は20万円です。

※必ず工事着工前に申請が必要です。
また、雨水タンクは、補助金の交付決定後に購入してください。



詳しくは、事前に 浸水対策室 へお問い合わせください。

Q. 地主や家主と意見が対立して水洗便所に改造できなくて困ったら？

水洗便所への改造でお困りの方へ

市では排水設備の水洗化相談窓口を設けています。

関係者間の意見が違うために水洗便所への改造ができないなどのトラブルでお困りの方を対象に、『水洗化あっせん委員制度』がありますのでご相談ください。

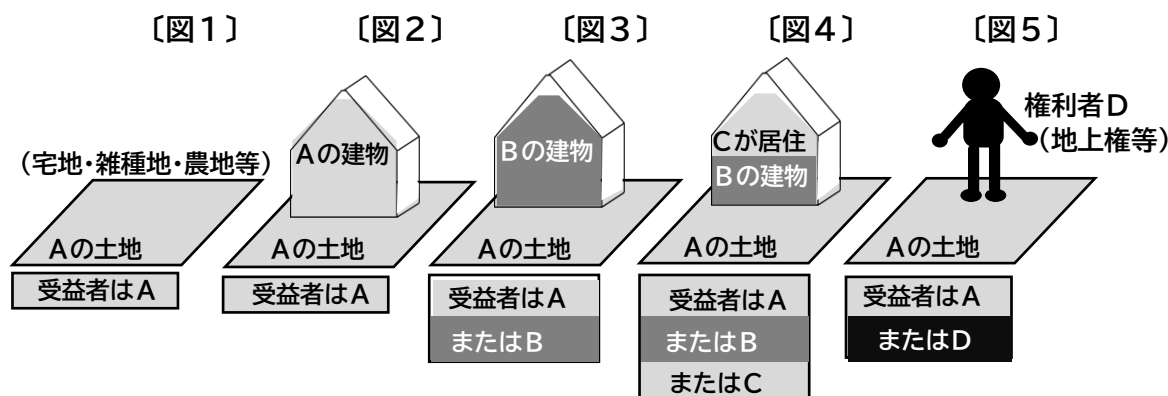
あっせん委員は弁護士・民事調停委員経験者・不動産鑑定士の専門的知識を持っており、公正・中立の立場に立っています。あっせんは、指定日に当事者双方に出席いただき、無料で行います。

※事前に当事者双方から事情をお聞かせいただけない場合や訴訟など係争中のものは、あっせんの対象とはなりません。

受益者負担金

下水道を利用できる方は道路や公園と違い、下水道が整備された地域の方に限られます。そこで、下水道が利用できるようになった土地を所有している方などに、建設費の一部として、その土地に対して1回のみ負担していただくものが受益者負担金です。

納めていただく方は、原則として下水道が整備された区域内の土地の所有者です。（図1～5のAさん）
ただし、その土地に建物所有者・居住者・地上権者がいる場合、相手の承諾があれば受益者の変更ができます。（図3～5におけるBさん・Cさん・Dさん）



● ● ● 負 担 金 額 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

$$\text{1m}^2\text{あたり 87円} \times \text{土地の面積} = \text{受益者負担金}$$

● ● ● 徴収猶予と減免 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

受益者負担金の納付を延期したり、金額が減免される制度があります。申請によって適用されます。次のことに該当し、希望される方はそれぞれ申請書を提出してください。

① 徴収猶予の対象

- ・田、畑、山林 → 土地の現況、地積、地番、所有者等に異動があるまで
- ・災害や盗難などで納付が困難な場合 → 2年が限度

② 減免の対象

- ・町内会の公会堂、集会所、消防団の消防器具倉庫に係る土地
- ・墓地、急傾斜地、公共性のある私道など

● ● ● 申告から納付までの流れ ● ● ● ● ● ● ● ● ●

4月下旬

受益者申告書を土地所有者の方にお送りします。

5月下旬

受益者申告書を提出してください。

7月中旬

決定通知書・納入通知書を市からお送りします。

受益者負担金を納めてください。

● ● ● 納 付 の 方 法 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

納付書をお持ちになって、銀行などで納めてください。口座振替もご利用できます（分割納付のみ）。

①一括納付……初年度の7月末日（第1期納付期限）までに全額を納めていただく方法です。

1割引の金額になります。ぜひご利用ください。

②分割納付……負担金を12回に分けて3年間で納めていただく方法です。

納 付 期 限	第1期 ▶	7月31日まで
	第2期 ▶	9月30日まで
	第3期 ▶	12月25日まで
	第4期 ▶	翌年2月28日まで

(納付期限が休日等の場合は、その翌日となります。)



下水道使用料

⑦下水道使用料単価表（2か月分）

料金区分	基本料金	超 過 料 金（1 m ³ につき）							
使用 水量	0m ³ ～ 16m ³	17m ³ ～ 20m ³	21m ³ ～ 40m ³	41m ³ ～ 60m ³	61m ³ ～ 100m ³	101m ³ ～ 200m ³	201m ³ ～ 1,000m ³	1,001m ³ ～ 2,000m ³	2,001m ³ 以上
金額	2,222円	138円	158円	245円	270円	297円	328円	413円	490円

⑧下水道使用料の計算方法

下水道使用料計算式（2か月用）

〔例〕2か月の使用水量が 55 m ³ の場合	
基本料金	
【16 m ³ まで】	2,222円・・・①
超過料金	
【17～20 m ³ 】	
138円×4 m ³	= 552円・・・②
【21～40 m ³ 】	
158円×20 m ³	= 3,160円・・・③
【41～55 m ³ 】	
245円×15 m ³	= 3,675円・・・④
下水道使用料	
①+②+③+④	= 9,609円

使用水量 (m ³)	単価 (円)	計 算 式
0～16		2,222円
17～20	138	138円×使用水量+14円
21～40	158	158円×使用水量-386円
41～60	245	245円×使用水量-3,866円
61～100	270	270円×使用水量-5,366円
101～200	297	297円×使用水量-8,066円
201～1,000	328	328円×使用水量-14,266円
1,001～2,000	413	413円×使用水量-99,266円
2,001～	490	490円×使用水量-253,266円

下水道使用料・水道料金・早見表 （2か月分）消費税及び地方消費税相当額含む 単位：円

水量 (m ³)	下水道 使用料	水道料金	合計額	水量 (m ³)	下水道 使用料	水道料金	合計額	水量 (m ³)	下水道 使用料	水道料金	合計額
0～16	2,222	2,178	4,400	36	5,302	4,307	9,609	56	9,854	7,286	17,140
17	2,360	2,178	4,538	37	5,460	4,440	9,900	57	10,099	7,439	17,538
18	2,498	2,178	4,676	38	5,618	4,573	10,191	58	10,344	7,592	17,936
19	2,636	2,178	4,814	39	5,776	4,706	10,482	59	10,589	7,745	18,334
20	2,774	2,178	4,952	40	5,934	4,840	10,774	60	10,834	7,898	18,732
21	2,932	2,311	5,243	41	6,179	4,992	11,171	61	11,104	8,058	19,162
22	3,090	2,444	5,534	42	6,424	5,145	11,569	62	11,374	8,219	19,593
23	3,248	2,577	5,825	43	6,669	5,298	11,967	63	11,644	8,379	20,023
24	3,406	2,710	6,116	44	6,914	5,451	12,365	64	11,914	8,540	20,454
25	3,564	2,843	6,407	45	7,159	5,604	12,763	65	12,184	8,701	20,885
26	3,722	2,976	6,698	46	7,404	5,757	13,161	70	13,534	9,504	23,038
27	3,880	3,109	6,989	47	7,649	5,910	13,559	75	14,884	10,307	25,191
28	4,038	3,242	7,280	48	7,894	6,063	13,957	80	16,234	11,110	27,344
29	4,196	3,375	7,571	49	8,139	6,216	14,355	90	18,934	12,716	31,650
30	4,354	3,509	7,863	50	8,384	6,369	14,753	100	21,634	14,322	35,956
31	4,512	3,642	8,154	51	8,629	6,521	15,150	150	36,484	22,792	59,276
32	4,670	3,775	8,445	52	8,874	6,674	15,548	200	51,334	31,262	82,596
33	4,828	3,908	8,736	53	9,119	6,827	15,946	500	149,734	89,342	239,076
34	4,986	4,041	9,027	54	9,364	6,980	16,344	1,000	313,734	186,142	499,876
35	5,144	4,174	9,318	55	9,609	7,133	16,742	2,000	726,734	400,642	1,127,376

※このページの下水道使用料・水道料金に含まれる消費税及び地方消費税相当額は10%で算定しています。

※水道料金は、令和7年3月検針分から令和8年2月検針分までの金額を記載しています。

Q. 下水道を使う時に注意することは？

下水道の正しい使い方

● ● ● 下水道管に流さないでください ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

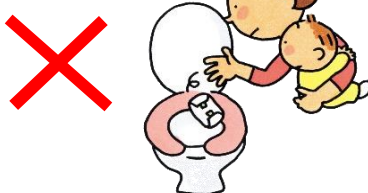
台 所

油（下水道管の中で固まります）
ごみ、野菜くず
残飯



トイレ

トイレットペーパー以外の紙
タバコ
ガム
おむつ



お風呂

髪の毛
試供品等のごみ



非常に危険です！

揮発性の高い危険物は火爆発を起こす原因になります。

ガソリン
シンナー
灯油
アルコール



● ● ● 使いすぎ防止にご協力ください ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

合成洗剤
染髪剤
シャンプー・リンス

下水処理には多額の費用がかかります。
皆さまのご協力をお願いします。



● ● ● 分流式の場合は雨水を取付ますに接続できません ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

分流式とは雨水と汚水を別々に流す方式のことです。雨水が汚水用の管に流れこむと、管から汚水があふれ、汚物が散乱してしまいます。

例えば、雨といを取付ますにつなぐようなことはしないでください。



● ● ● ディスポーザーの単体使用はできません ● ● ●

「ディスポーザー」とは、台所の流しの下などに設置し、野菜くずや魚の骨などの生ごみを粉砕する装置です。しかし、粉砕された生ごみがそのまま下水に流れるため、下水道管の詰まりや悪臭の原因となります。

そのため、倉敷市ではディスポーザー（単体）での使用はできません。
（「排水処理システム」としてのディスポーザーを設置したい方は、事前に下水普及課へ
ご相談ください。）

● ● ● 流れが悪いときには ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

排水口近くの排水管やトイレ



詰まったものや状況により排水設備業者に依頼が必要な場合もありますが、流れが悪いときには市販の掃除用具を使用することで改善できます。

汚水ます



家の外に、台所やお風呂に近い場所に丸いふたのますがあります。ます内の固形物を網しゃくしなどで取り除いてください。固形物は燃えるゴミとして出してください。

取付ますが詰まっているときは下水建設課へご連絡ください。
(取付ますについて→4 ページ)

Q. 下水道についていろいろ疑問があるのだけれど？

下水道 Q&A

Q. 排水管点検を市が業者に委託しているの？

「市役所から連絡があったと思いますが、排水管の点検に来ました。」といって業者が訪ねてくることがあります。自宅敷地内の排水管は各家庭で管理することになっており、市が業者に排水管の点検や掃除を依頼することはありませんのでご注意ください。不審なことがあれば、下水普及課へご連絡ください。

Q. どうして工事では何回も地面を掘るの？

同じ場所で何度も工事があるということは、ガス管・水道管が先に埋設されている場所と考えられます。その場合、先にガス管・水道管を別の場所に移して、工事中も住民の皆さまが使えるようにしてから下水道管の工事をし、その後ガス管・水道管を元に戻すため、何回も掘ることになります。ご理解の程、よろしくお願いします。

Q. 下水道について他にも知りたいことがあるのですが？

下水道についての疑問は倉敷市ホームページの下水道部のページをご覧くださいか、お問い合わせ先一覧を参照のうえご連絡ください（お問い合わせ先一覧→裏表紙）。

～お問い合わせ先～

下水道の整備計画 財政・経理・広報	下水経営計画課 ☎086-426-3581
下水道使用料・受益者負担金 排水設備指定工事店 特定施設及び除害施設 下水道への接続相談窓口 排水設備の設置申請 水洗便所の改造補助金 水洗便所改造資金の融資あっせん 共同排水設備の設置補助金 水洗化あっせん委員制度	下水普及課 ☎086-426-3561
下水道管及び取付ますの工事及び 維持管理（私道含む）	下水建設課 ☎086-426-3565（工事） ☎086-426-3570（維持管理）
下水処理場及びポンプ場の 工事及び維持管理	下水施設課 ☎086-426-3575
※排水設備の設置及びトイレや排水管が詰まった時は、排水設備指定工事店へご依頼ください。	
浸水対策（内水） 雨水貯留槽の設置補助金 止水板の設置補助金	浸水対策室 ☎086-426-3593

発行日/令和元年10月（令和7年1月改訂版）

編集/下水道部下水経営計画課 倉敷市西中新田640

☎086-426-3581 FAX086-425-5645

E-mail: gesui@city.kurashiki.okayama.jp